公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市会計年度任用職員システム導入業務について、公募型プロポーザル方式により業者 の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年4月7日

久留米市長 原口 新五

### 1 業務の概要

(1) 業務名

久留米市会計年度任用職員システム導入業務

(2) 業務内容

久留米市の会計年度任用職員制度に適合したシステムの導入業務 (詳細は「久留米市会計年度任用職員システム導入業務提案仕様書」のとおり)

(3) 業務期間

令和4年7月1日から令和4年9月30日まで

(4) 業務場所

受託者が準備するデータセンターその他久留米市が指定する場所

#### 2 予算額

見積額の上限は18,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)とする。 見積額は、会計年度任用職員システムの導入(構築、必要なカスタマイズ、セットアップ等)、システムに係る職員研修の実施並びに操作マニュアルの作成及び提供に係る一時的経費を対象とし、運用保守委託料は含めない。

# 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱(平成6年久留米市庁達第6号)に基づく指名停止措置を 受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、都道府県税及び市町村税(個人事業主にあっては国民健康保険料を含む。)を完納していること。
- (7) 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の「LGWAN-ASPサービスリスト」の「rプリケーション及びコンテンツサービス」への登録実績があること。
- (8) 1団体以上の地方公共団体(人口5万人以上の規模に限る。)に対して、会計年度任用職員システムの導入及び運用保守の実績があること。

#### 4 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及び プレゼンテーションの審査を行い、その内容を久留米市会計年度任用職員システム導入業務 プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

### 5 応募手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市 総務部 人事厚生課

電話 0942-30-9056 FAX 0942-30-9706

電子メールアドレス jinji@city.kurume.fukuoka.jp

### (2) 実施要項等の交付

実施要項、提案仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和4年4月7日(木)から4月28日(木)(土日祝日を除く。)までの9時から17時まで

### ② 交付場所

紙媒体:上記5(1)において交付。

データ:市のホームページにてダウンロード。

| 区分 | 文書  | 媒体  |
|----|---|-----|
| 1  | 久留米市会計年度任用職員システム導入業務公募型プロポーザル実<br>施要項         | データ |
| 2  | 参加申込等に係る様式 (様式第1号~様式第4号)                      | データ |
| 3  | 久留米市会計年度任用職員システム導入業務提案仕様書                     | データ |
| 4  | 久留米市会計年度任用職員システム機能要求書・機能提案書・業務<br>提案書・経費総額提案書 | データ |
| 5  | 久留米市の行政組織図                                    | 紙媒体 |
| 6  | 会計年度任用職員制度事務処理マニュアル                           | 紙媒体 |
| 7  | 会計年度任用職員制度Q&A                                 | 紙媒体 |
| 8  | 会計年度任用職員に係る各種様式、計算シート等                        | 紙媒体 |

### (3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

# ① 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び提案仕様書等に関する質問については、質問書(様式第1号)を電子メールに添付して、上記5(1)あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

# ② 質問期限

令和4年4月15日(金)17時まで(必着)

#### ③ 回答方法

令和4年4月22日(金)までに、質問書(様式第1号)を送付したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

### (4) 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、提案仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。ただし、イ・ウ・エ・オは、久留米市競争入札参加資格有資格者名簿に登載がある場合、提出は不要とする。なお、イ・ウは、参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

# ① 提出書類

- ア 参加申込書(様式第2号) 1部
- イ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書) 1部
- ウ 納税 (滞納なし) 証明書 (国税、都道府県税、市町村税) 1部
- エ 役員等調書及び照会承諾書(様式第3号) 1部
- オ 委任状 1部(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)
- カ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の「LGWAN-ASPサービスリスト」の「アプリケーション及びコンテンツサービス」への登録実績を証する書類 1部
- キ 久留米市会計年度任用職員システム事前調査票(様式第4号) 1部
- ク 事前調査票(様式第4号)に記載した導入実績を証する契約書等の写し 1部

#### ② 提出期間及び時間

令和4年4月7日(木)から令和4年4月28日(木)(土日祝日を除く。)までの9時から17時まで

### ③ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、②に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

# ④ 提出先

上記5(1)に同じ。

#### (5) 企画提案書等の提出

① 企画提案書等の種類及び提出部数

本プロポーザルへの参加資格を有することを認められた者は、提案仕様書及び②「様式等の形式」を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 機能要求書 10部

イ 機能提案書 10部

ウ 業務提案書 10部

工 経費総額提案書 10部

才 見積書 1部

なお、紙媒体のほか、電子データを CD-R に格納し1枚提出。

# ② 様式等の形式

ア 表紙 提案書等の種類が分かるよう記載すること。

なお、表紙の裏面には、目次を記載することができる。

イ 様式 機能要求書及び経費総額提案書は所定の様式

機能提案書、業務提案書及び見積書はA4両面とし、書式は任意。

ウ 記載内容 提案仕様書を参照。

特に機能要求書については、判断基準を十分に理解して記載すること。

エ 制限枚数 提案仕様書に枚数制限がある場合、表紙はその枚数に含まない。

#### ③ 提出期間及び時間

令和4年5月9日(月)から令和4年5月13日(金)(土日祝日を除く。)までの9時から17時まで

#### ④ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、③に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

# ⑤ 提出先

上記5(1)に同じ。

(6) プレゼンテーション実施日 令和4年5月18日(水)【予定】

#### (7) 審查結果

プレゼンテーション審査を行った全ての者に通知する。

### (8) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別 途通知する。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の 条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 機能要求書の「必須機能」欄が「必須」とされている項目について、「対応」が「×:対応不可」である場合
- オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- カ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- キ 見積書の金額が「2 予算額」を超過した場合

### 6 その他

詳細は、実施要項、提案仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。